

- 都道府県医師修学資金の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の配置については、医療法及び厚生労働省医政局からの通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の配置先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」に、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。
- 当該基本的考え方を踏まえ、県が、市町村等からの要望及び医師個人の意向を聴取の上、県内の専門研修プログラム責任者や各医局等と調整し、令和3年度の配置方針案を策定。

## ○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項

三～七 一略一

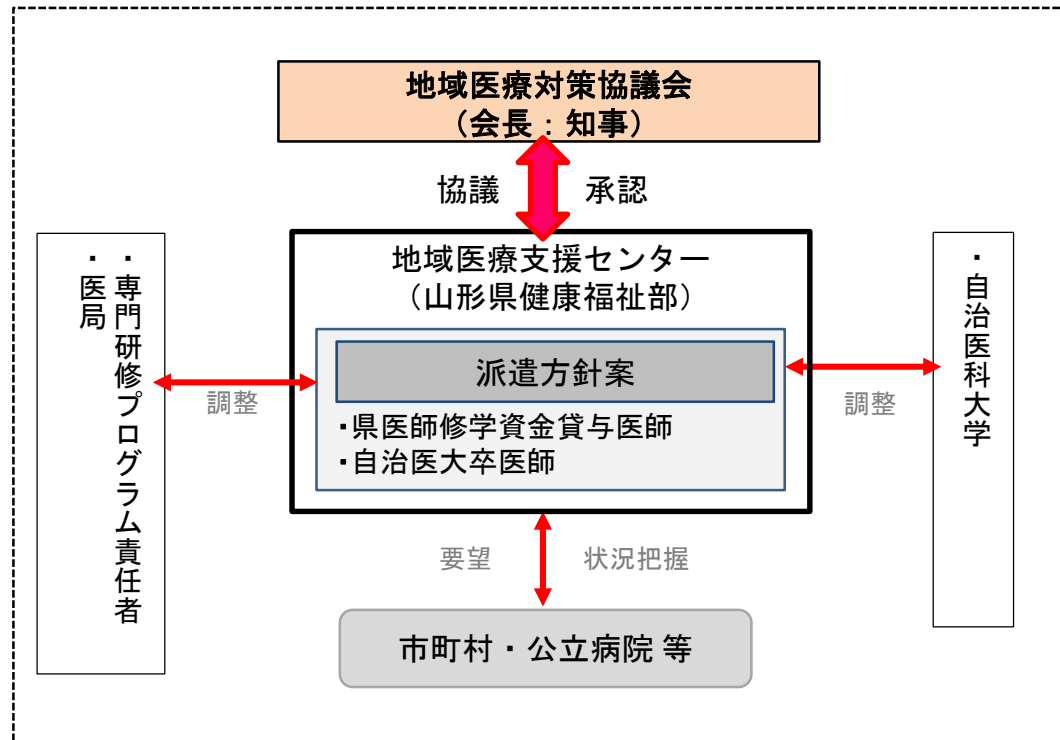
## ○「地域医療対策協議会運営指針について」

（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

（3）医師の派遣に関する事項（抜粋）

ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センター（※山形県健康福祉部）が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

## 【イメージ図】



# 医師の配置方針（案）について

## ○令和3年度県医師修学資金貸与医師及び自治医科大卒医師 配置医療機関（案）

※令和2年10月現在

	医療機関名 ※1 (医師少数区域等医療機関:●)	※5 R2 配置	R3 配置 (案)	診療科
村山	山形大学医学部附属病院	17	5	腎臓内科、精神科、 心臓血管外科、放射線科
	県立中央病院	6	2	呼吸器外科、救急科
	山形市立病院済生館	3	1	腎臓内科
	山形済生病院	1	1	産婦人科
	北村山公立病院 ●	2		
	県立河北病院 ●	1		
	西川町立病院 ●	1	1	内科
	朝日町立病院 ●	2	2	内科
最上	県立新庄病院 ● ※2	6	5	呼吸器内科、内科、 小児科
	最上町立最上病院 ●	1	1	内科
	町立金山診療所 ●	1	1	内科
	大蔵村診療所 ●	1	1	内科
置賜	公立置賜総合病院 ● ※3	10	8	腎臓内科、呼吸器内科、 循環器内科、神経内科、 総合診療科、 消化器外科、産婦人科
	小国町立病院 ●	1	1	内科
庄内	鶴岡市立荘内病院 ●	1		
	(地独) 山形県・ 酒田市 病院機構	6	5	内分泌代謝内科、 循環器内科、精神科、 脳神経外科
	日本海総合病院 ● ※4	1	1	内科
計		61	35	

## ○(参考)令和3年度県医師修学資金貸与医師及び自治医科大卒医師 の専門研修開始予定者のプログラムに係る選択状況

基幹施設	専門研修プログラム名	※6 R3 予定
山形大学医学部 附属病院	山形大学医学部附属病院 内科専門医研修プログラム	1
	山形大学医学部附属病院 小児科研修医(専攻医)プログラム	1
	山形大学整形外科専門研修プログラム	1
	山形大学産婦人科専門研修施設群 専門研修プログラム	2
	山形県・山形大学医学部 病理専門研修プログラム	1
	山形大学医学部附属病院 救急科専門研修プログラム	1
	山形県立中央病院 救急科専門研修プログラム	1
	日本海総合病院 日本海総合病院内科専門研修プログラム	1
計		9

※1 医師少数スポットの医療機関を含む。

※2 町立真室川病院、尾花沢中央診療所、戸沢村中央診療所への応援診療を検討。

※3 飯豊町国民健康保健診療所(樺・中津川)への応援診療を検討。

※4 松山診療所等への応援診療を実施する。

※5 令和2年度の配置は、令和2年10月現在。

※6 令和2年度臨床研修2年目の医師からの聴き取りにより作成。

消化器内科、血液内科、整形外科、  
泌尿器科、小児科、麻酔科、救急科等

調整中

- 30